



For your future™

2011年3月24日
マニユライフ生命保険株式会社

「東北地方太平洋沖地震」の被災者の方々に対する 契約者貸付制度の特別取扱について

このたびの地震等により被災されたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の地震等で被害を受けられた方々を支援するため、下記の通りお取扱いをさせていただきます。

記

新規契約者貸付に対する特別金利の適用(利息の減免)について
新規の契約者貸付について以下のとおりお取扱いさせていただきます。

対象のご契約	災害救助法適用地域(※)に居住されているご契約者がご加入の個人保険・個人年金保険契約で、契約者貸付規定がある契約(ただし、変額保険を除きます)
金利	年 1.5%
契約者貸付金額の上限	100万円まで(ただし、解約返戻金の一定割合以内)
特別金利適用期間	平成23年12月31日まで
新規貸付受付期間	平成23年6月30日まで

(※)「東北地方太平洋沖地震」にかかる災害救助法の適用地域。ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除きます。

以上